

議案第 6 5 号

市川市行徳公会堂天井等改修工事請負変更契約について

市川市行徳公会堂天井等改修工事請負変更契約について、次のとおり仮契約を締結したので、市議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

市川市長 田 中 甲

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 市川市行徳公会堂天井等改修工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 市川市末広 1 丁目 1 番 9 |
| 3 | 請負代金額 | 7 9 2 , 7 7 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約相手方 | 市川市若宮 3 丁目 1 番 1 8 号
上條建設株式会社
代表取締役社長 上條 和彦 |
| 5 | 工 事 概 要 | 市川市行徳公会堂天井等改修工事
特定天井改修工事 一式
屋上防水改修工事 一式
内部改修工事等 一式
昇降機設備工事 一式
舞台機構改修工事 一式
舞台照明改修工事 一式
舞台音響改修工事 一式
その他関連工事 一式 |

理 由

既定予算に基づく市川市行徳公会堂天井等改修工事について、受注者との間に工事請負変更仮契約を締結したので、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第２７号）第２条の規定により提案するものである。

工事請負変更仮契約書

発注者市川市と受注者上條建設株式会社とは、令和 6 年 3 月 5 日付で締結した市川市行徳公会堂天井等改修工事請負契約（以下「原契約」という。）について、次のとおり変更する。

なお、この工事請負変更仮契約書に定めなき事項は、原契約によるものとする。

この契約は、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、議会の可決を得たとき、本契約が締結されたものとする。ただし、議会の可決が得られないとき、この契約は無効となり、発注者は、損害賠償の責を負わない。

（工事内容の変更）

第 1 条 原契約で定める工事内容を別添工事設計書のとおり変更する。

（請負代金の減額）

第 2 条 前条に定める工事内容の変更に伴い、原契約で定める請負代金額から金 2 1, 2 3 0, 0 0 0 円を、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額から 1, 9 3 0, 0 0 0 円をそれぞれ減額する。

（継続費に係る契約の特則の変更）

第 3 条 前条に定める請負代金の減額に伴い、原契約約款第 3 9 条第 1 項に定める請負代金の支払いに係る予算年割額

「令和 6 年度 1 6 2, 8 0 0, 0 0 0 円」を 1 2, 7 3 8, 0 0 0 円減額し、

「令和 6 年度 1 5 0, 0 6 2, 0 0 0 円」に、

「令和 7 年度 3 2 5, 6 0 0, 0 0 0 円」を 8, 4 9 2, 0 0 0 円減額し、

「令和 7 年度 3 1 7, 1 0 8, 0 0 0 円」に、

第 2 項に定める予算年割額に対応する各会計年度の出来高予定額

「令和 6 年度 1 6 2, 8 0 0, 0 0 0 円」を 1 2, 7 3 8, 0 0 0 円減額し、

「令和 6 年度 1 5 0, 0 6 2, 0 0 0 円」に、

「令和 7 年度 3 2 5, 6 0 0, 0 0 0 円」を 8, 4 9 2, 0 0 0 円減額し、

「令和 7 年度 3 1 7, 1 0 8, 0 0 0 円」に変更する。

この工事請負変更契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が
記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 1 2 月 1 8 日

発注者	住所	市川市八幡 1 丁目 1 番 1 号				
		市川市				
	氏名	代表者	市長	田 中	甲	印

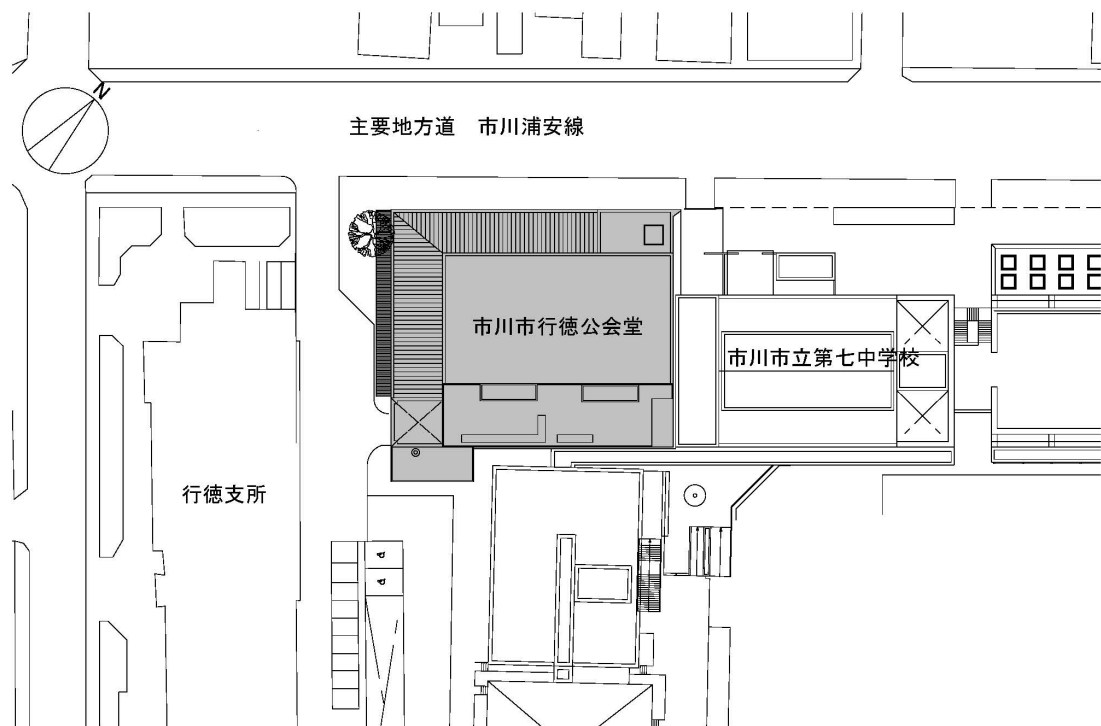
受注者	住所	市川市若宮 3 丁目 1 番 1 8 号				
		上條建設株式会社				
	氏名	代表取締役社長	上 條	和 彦	印	

議案第 6 5 号の参考図 1

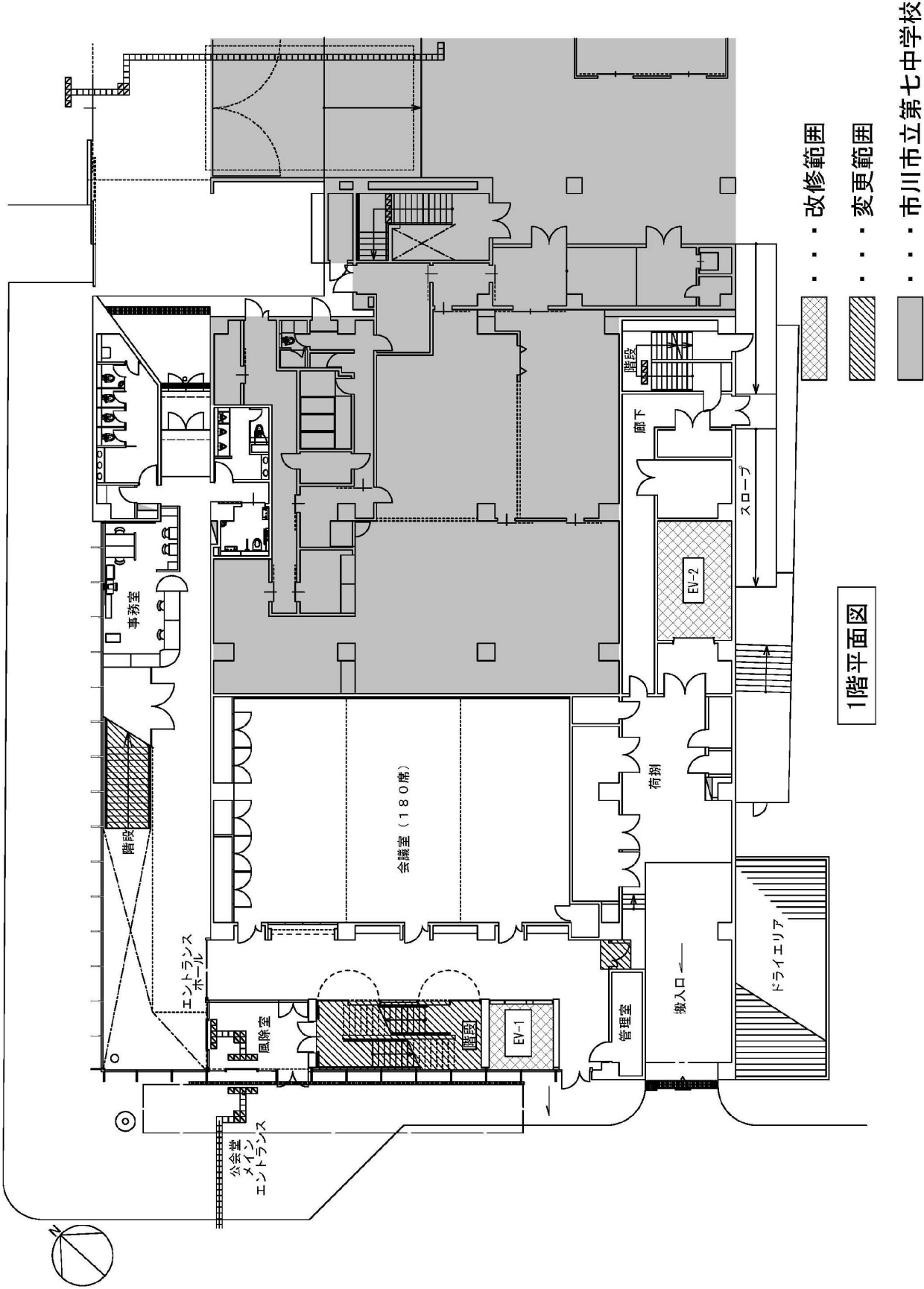
工事場所：市川市行徳公会堂
市川市末広1丁目1番9

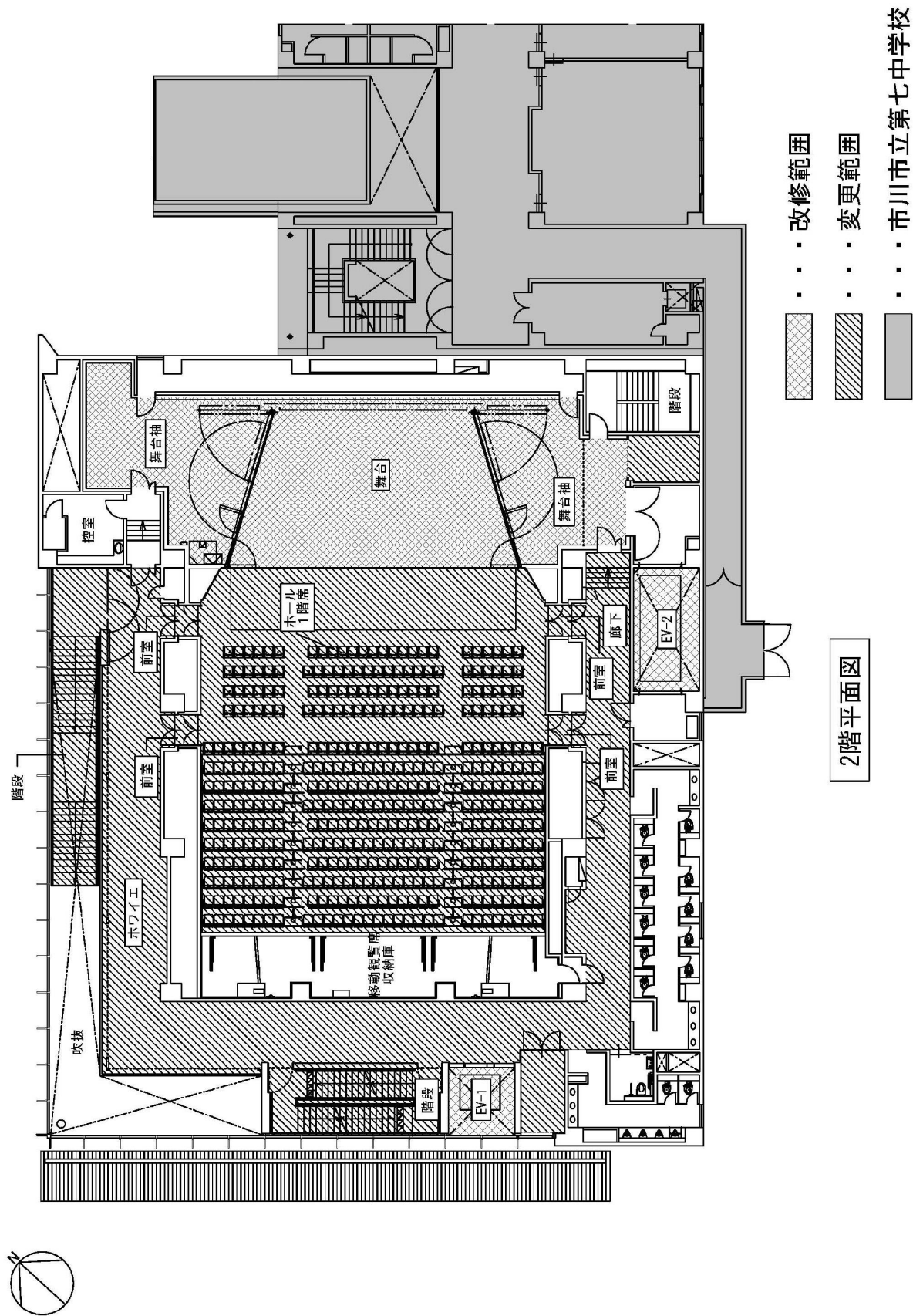


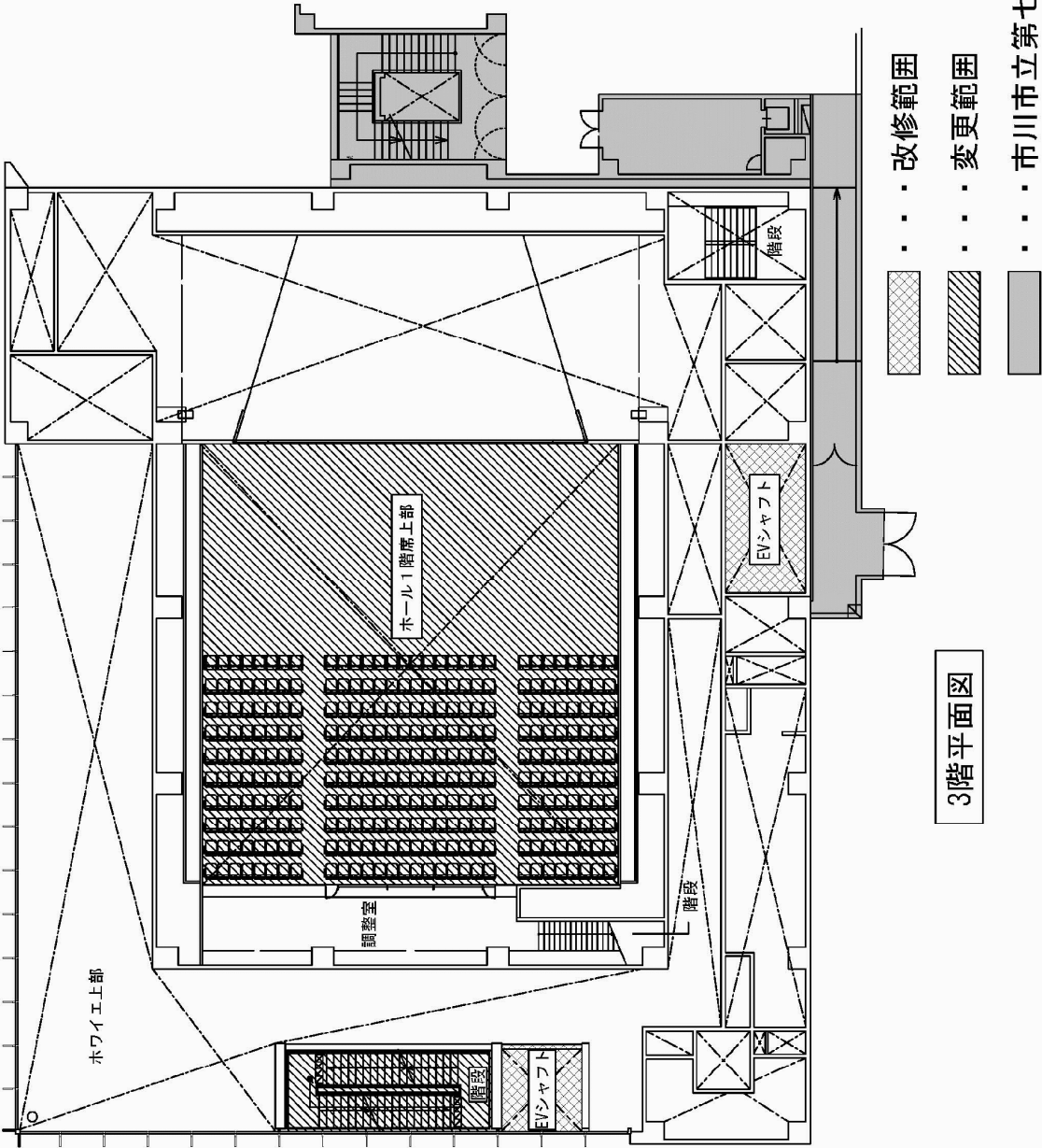
案内図

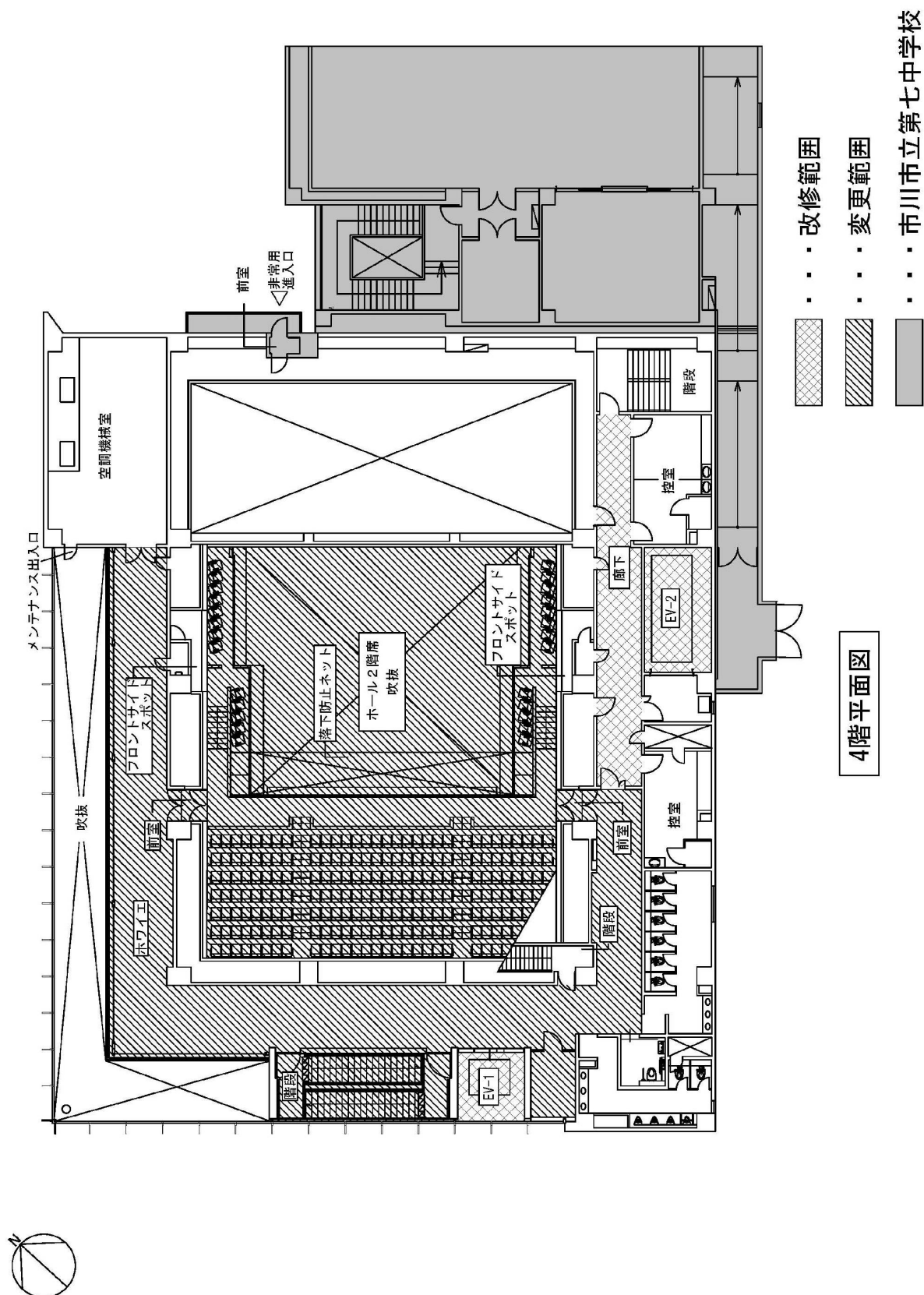


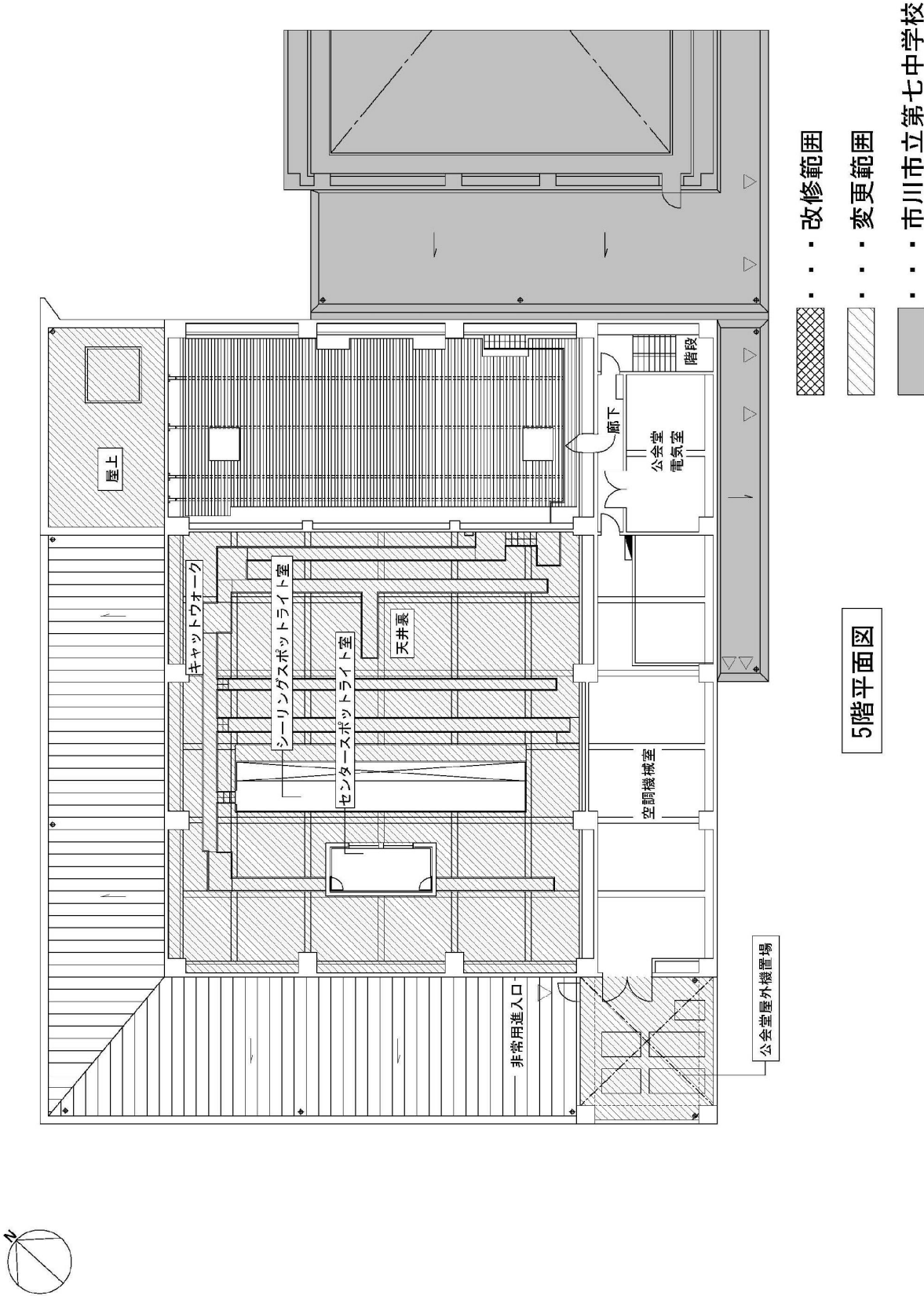
位置図

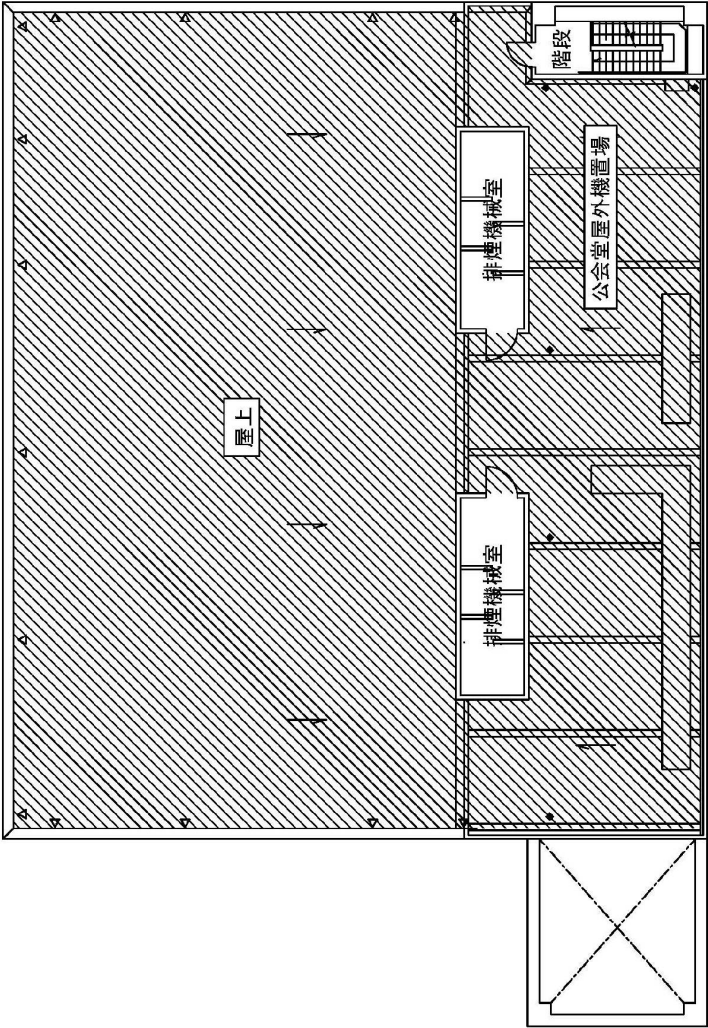












屋上平面図

- 改修範囲
- 変更範囲
- 市川市立第七中学校